



学生への修学支援体制

本学の運営は、委員会組織を中心に実施されており、その委員会のメンバーは、原則、教員と職員の双方によって構成されている。そのため、修学支援を実施するための具体的な方針や計画についても、それぞれの目的に合わせた委員会において、教員と職員が協働して実施する体制となっている。その中でも、各委員会の委員長で組織される運営委員会においては、各委員会で検討された修学支援の方針や計画を最終的に審議・決定する委員会として機能している。また毎週金曜日に教職員連絡会を開催し、全教員と全職員が一同に会し、各員会で実施する事項について説明を加え、周知を図り、教員と職員が協働して、学生一人一人を支える体制を整備している。

さらに、本学では、My アドバイザー制を設け、学生の学修をはじめ学校生活全般にわたる相談に My アドバイザーが対応している。学生は何らかの支援が必要と感じた場合は、まず My アドバイザーに相談することになっている。My アドバイザーは、関係する教職員にその内容を伝え、双方で支援を継続している。その他、支援内容によっては、保健室での相談や学生課、教務課、実習課、厚生課、就職課などの窓口における問合せなど、直接行う場合もあり、教員と職員が協働して多様な修学支援ができるように支援体制を整備している。

（１） 障がいのある学生への支援

障がいのある学生の支援は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害差別解消法）」（一部改正：令和３年６月４日公布）及び、事業者による障害のある人への「合理的配慮」の提供が義務化される（令和６年４月１日から）ことを受けて、本学でも、「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生支援する教職員のために～」（独立行政法人 日本学生支援機構 平成 30 年 3 月）に示されている事項を基に、本学における「障がいのある学生の修学支援の関するガイドライン」（平成 31 年 4 月施行）を定め、障がいのある学生への支援を行っている。基本方針は、「（１）本学は、障がいのある学生が、障がいの無い学生と教育・研究およびその他の関連する活動全般 に対して平等に参加出来る学修機会の確保に努める。（２）本学は、障がいの有無にかかわらず、全ての学生がお互いの立場を尊重し、ともに学び合う環境を整備する。（３）本学は、障がいのある学生が社会で活躍する人材へと成長出来るよう支援する。」であり、合理的配慮の提供として、障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がいのある学生の権利利益を侵害することが無いよう、当該学生の障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を提供するよう努める。意思の表明が無い場合であっても、当該学生がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該学生に対して適切な合理的配慮を提案するよう努める。また、障がい状態等が変化することもあることから、提供する合理的配慮については、適宜見直しを図ることに努める。なお、合理的配慮として提供することができないものとして、『（１）教育に関わる本質的な変更を伴うもの、（２）体制面、財政面において、均衡を失した又は過度な負担を課すもの、（３）教育と直接関係のない個人的な生活全般にわたる支援に該当するもの』に該当すると判断される内容をあげている。

修学支援窓口は、「保健室」とし、担当者は、「学生部長の指名する者」としている。また、

支援体制については、入学手続き時および進級時の「健康調査」実施および「修学支援申込書」の周知、入学手続き時および進級時に全学生を対象として「健康調査」を実施する。その際、修学支援についても説明の上、「修学支援申込書」について周知し、修学支援を希望する 学生 に対して提出を求める。

修学支援の申請および状況確認は、入学時および進級時オリエンテーションの際、学生部長から学校生活全般の説明を行う。修学支援を希望する学生は、そのオリエンテーション期間中に保健室へ「修学支援申込書」を提出の上、申請する。次に、保健室（養護教諭）は「修学支援申込書」の提出を受け、学生部長が指名する者へ「修学支援申込書」を提出する。学生部長が指名する者は、「修学支援申込書」の受理後、学生部長と相談の上、該当する関係部署の教職員（養護教諭および My アドバイザー、学生部長、教務部長、事務長、臨床心理士等）を選定し、修学支援を希望する学生と面談を実施の上、状況を把握する。さらに学生部長は、学科長へ「修学支援会議」開催依頼を申し出て、学科長は関係教職員を招集し、「修学支援会議」を開催する。

修学支援における配慮内容の決定については、「修学支援会議」の開催に伴い、学生部長が指名する者は、「修学支援申込書」を提出した学生に対して、該当する関係教職員（養護教諭および My アドバイザー、学生部長、教務部長、事務長、臨床心理士等）と当該学生とで三者面談を実施する。学生部長が指名する者は、三者面談で学生本人の事情および希望・意向を確認し、合理的配慮が必要と判断した場合は、該当の関係教職員と合理的配慮についての所見をまとめ、当該学生と合意形成を経て「合理的配慮依頼書」を作成する。「合理的配慮依頼書」の作成を受け、学科長は関係教職員を招集の上、再度「修学支援会議」を開催して合理的配慮の内容を決定する。学生部長の指名する者は、「修学支援会議」で最終的に決定された合理的配慮の内容を「合理的配慮確認書」にまとめ、修学支援会議に参加した関係教職員に共通理解を図る。

修学支援の実際については、学生部長は、最終的にまとめられた「合理的配慮確認書」の控を当該学生へ渡し、周知する。また、学生部長は、「合理的配慮確認書」に記載された内容を当該学生が所属するコースの教職員に周知の上、実施する。

本学における情報公開として、本ガイドラインをホームページ上に公開することとしている。令和 7 年度においては、合理的配慮が必要な学生は、聴覚障害、精神障害に該当する学生である。

（２）履修科目についての相談（オフィスアワー）

学生自身が履修している科目に関する質問や相談については、シラバスに記載されているオフィスアワーの時間を利用して担当教員と直接行うことができる。また、オフィスアワーに限らず、担当教員が在席している時は随時相談をすることができるようになっている。非常勤教員に対しては、時間外であれば教務課職員から連絡を取って回答することもできるが、直接連絡を取りたい場合は、Teams のチャットなどで連絡が取れるようになっている。

（３）入学前教育

本学の入学が決定した学生に対し、入学前教育として、全学生に保育者に必要なピアノの練習ができるように、演奏動画付きの楽譜を送付している。

（４）修学に関するガイダンス

本学では、学生が学修を円滑に進めるために、教員と職員が連携して学年ごとの開始前にオリエンテーションを実施し、履修指導においては選択科目の説明を行い、履修科目について周知徹底するとともに、学生自身の学校生活や学修内容の見通しをもって取り組めるようにしている。

新入生に対しては、入学式前に４日間の日程で、新入生オリエンテーションを実施している。オリエンテーションの内容は、教務課関連として履修、授業、試験、単位、成績、卒業要件、資格取得等、厚生課関連として奨学金制度、学生課関連としてフレンドシップセミナー、幼児教育研究会等について説明を行っている。短大生活を始める新入生が仲間づくりをするきっかけになるように、宿泊を伴うフレンドシップセミナーを実施し、教員と職員で支援をしている。また、オリエンテーションにおいて、それぞれの学生が何でも相談できる、My アドバイザーを紹介し、出来るだけ早く支援に繋げていけるようにしている。

２年次に対しては、２年開講前に同様のオリエンテーションを実施し、履修指導においては選択科目の説明を行い、履修科目の履修状況の自己管理を行い、資格取得に向けた学修の見通しを持ってスタートできるように支援している。また、より適切な学生生活を送ることや就職に向けての取り組み等について各担当部長から説明を行い、My アドバイザーからの支援に繋げている。